

＜定例研究会報告要旨＞

第 1790 回（7 月 6 日）

アメリカにおける州の農業環境政策

——大西洋岸 3 州の事例——

西澤 栄一郎

本研究は、アメリカ合衆国において環境政策が積極的に行われている、ノースカロライナ、メリーランド、ニューヨークの各州による農業環境政策を明らかにした。調査結果の概要は以下のとおりである。

まず、顕著な水質汚染がみられる州は、連邦より積極的な、あるいはより厳しい施策を実施している。ノースカロライナでは、豚の飼養頭数が 1990 年代に入り、全米 2 位までに急増した。一方で、1980 年代後半から魚の大量死が頻発するようになり、これと家畜ふん尿との関連が指摘されている。このため、豚舎やふん尿のため池の立地が規制されており、また、250 頭以上の養豚場の新設・増設許可が 1999 年 9 月まで一時停止されている。メリーランドでは、1997 年夏にチェサピーク湾東岸の河口で有毒の渦鞭毛藻類フィステリアが原因とみられる魚の大量死が相次いだことが直接の契機となって、事実上全農家に対して養分管理計画の策定・実施を求める水質改善法が 1998 年春に成立した。同湾東岸部では鶏の飼養羽数が増加しており、そのふん尿が魚の大量死の一因ではないかと疑われている。

また、各州で独自の取り組みがみられる。ノースカロライナ州のター・パムリコ川流域では、窒素とリンの排出削減を求められている下水処理施設などの点源汚染源が、自ら排出量を削減する代わりに農家に資金を提供して排出を減らす農法を採用してもらってもよい、という点源・面源排出取引プログラムが実施されている。メリーランド州農業局は、養分管理計画の普及に努め、計画策定者の資

格試験制度を設けている。酪農に伴う環境問題が顕在化しているニューヨーク州では、既存の制度・組織を有機的に連携させた農業環境管理プログラムが推進されている。

各州は予算規模においても、連邦の施策の単なる補完物ではなく、それと並ぶか上回る施策を行っているといえる。土壌・水質保全に資するとみなされる、最善管理方法（BMP）を採用しようとする農家に対して、その費用補助あるいは奨励金を支給する費用分担プログラムの 1998 年度の予算額は、ノースカロライナが 1,000 万ドル以上、メリーランドとニューヨークがいずれも 450 万ドルに上っている。ただし、現在のプログラムの効果を評価することは、アメリカでもこれからの課題のようである。

アメリカの農業環境政策は、これまで、農家の自発的取り組みを助長する施策が中心だった。しかし、環境問題が深刻なノースカロライナやメリーランドでは、ヨーロッパほど本格的ではないものの、規制的な施策の導入も始まっている。今後、アメリカで規制的手法が広がるかどうかは、環境問題がどれほど悪化するかということと、農業環境管理プログラムのような自発的・地域的取り組みや、点源・面源排出取引プログラムのような経済的効率性を考えた手法がどれだけ成功するかにかかっている。

いうまでもなく、アメリカ農業は日本農業とかなり異なり、環境保全的農業技術にしても同じではない。環境保全的農業技術については、養分管理や総合的病虫害防除といったソフトの方法はもちろんアメリカでも行われているが、草木を植えたり施設をつくったりというハードの比重が日本より高いように見受けられる。しかし、施策の考え方、すすめかたには学ぶべき点がある。とくに、ニューヨークでとられているような、予防的対策の考え方と、農業の環境への影響を診断する手法が重要であろう。